

## 第3章 文化的景観保存のための基本方針

### 第1節 基本方針

板倉町における「水場」の文化的景観は、洪水常襲地域である「水場」の自然環境、度重なる洪水や悪水の滞留を克服してきた歴史、「水場」の豊かさを享受するための先人の生活文化を総合的に現している。

この板倉町における水場特有の文化的景観を保全し、住民自らがその価値を再認識することにより「板倉らしさ」への誇りを培い、今後の地域づくりへの架け橋としていくとともに、水場特有の景観を後世へ良好な状態で継承することを目的として、特に保存計画対象範囲の景観保全のために以下に示す①～⑥の項目を基本方針として定める。

#### 【基本方針】

##### ① 地域の歴史と生活を担う一連の水系としての機能を永続的に維持する。

計画対象範囲となる河川やその旧河道は、町域を取り囲み、板倉の「水場」としての骨格を形づくるとともに、治水・利水のためのシステムを確立してきた地域の歴史を物語っている。また各区は、現在でも水場の生活を維持するための独自の治水・利水機能を担っており、各区の特性を十分踏まえたうえで、その機能を永続的に維持しながら、歴史ある一連の水系として継承していく。

##### ② 河川としての地形や景観の連続性の確保に努める。

計画対象範囲はいずれも河川又は旧河道であり、自然又は人為により形成された河川特有の地形が連続することで、それぞれ近世・近代化の中で発展した河川特有の景観を形成する。この景観構造を維持するために、堤防－高水敷－流路、さらには越流水により形成された池沼（おっぼり）からなる河川特有の地形群を一体的かつ連続的に維持し、景観に配慮した維持管理を図る。また、地形の改修を行う場合においても、位置や形状、素材の改変を最小限に留める。さらに現代的な土地利用については、自然環境や連続的な水場特有の景観に留意して適切な修景を行う。今後、計画される公共施設を含む新たな施設の設置にあたっては、景観への影響を最小限に留めることを前提とし、関連諸機関による調整を図る。

**③ 河道内の土地条件に対応した多様な生態系の保全に努める。**

「水場」に特有の生態系を次世代に継承するため、ヤナギ林、ヨシ原等の良好な河川の植生環境と、そこに息づく動植物の多様性を保全する。

生態系の保全にあたっては、必要に応じて適切な植生管理に努める。また、現況の地形の改修を行う場合においても、河川特有の植生が回復可能な工法等を検討する。

新たな植栽を行う場合には、地域の植物相に適合する種、又は古くから栽培や植栽を目的として導入されてきた種を用いることを基本とし、さらに、帰化植物の著しく蔓延する場合は、抑制管理を実施する。

**④ 「水場」独自の景観を構成する建造物等は、適切に維持・修復を図る。**

水場独自の景観を構成する建築物・工作物・土木構造物等は、周辺の景観との調和を図りながら、必要な機能を果たすべく、適切な維持・修復に努める。

また、石造物は現在の位置からの移転や撤去を行わないことを基本とし、破損や風化の激しい石造物については保存のための対策を講じる。但し、現存する位置が、元来の位置と異なる場合には、可能な限りその位置を元来の位置に戻す。

**⑤ 水場特有の自然・歴史・文化について、積極的に普及啓発を図る。**

河川の豊かな生態系の管理・活用等と一体となった伝統的な生活文化行為を継続的に実施し、「水場」の生活文化を表す景観の保全を図るとともに、新たな世代への技術継承に努める。具体的には、漁撈技術、川田・柳山における耕作や管理の技術、伝統的な和舟の操船等の技術が挙げられる。また、「水場」独自の景観を構成する建築物・工作物・土木構造物等は、その構造や機能等についての積極的な普及啓発活動を行う。

さらに、町外からの来訪者が、「水場」の自然・歴史・生活文化に親しむことが出来る見学ルートや拠点等を設定するなど、水場の景観に底流する「板倉らしさ」への理解を促すような整備を実施する。

**⑥ 公開および活用事業は、住民と行政が協力して実施する。**

水場景観に対する「板倉人」の「誇り」を喚起・啓発し、その価値を広く普及・継承するために、景観の維持管理または活用のための活動等を、住民と行政が協働できる体制づくりを推進する。

## 第2節 地区別方針

基本方針に基づき、また地区ごとの状況に即し、より具体的な保存方針および方法を示す。さらに各地区に分布する文化的景観を形成する構成要素の保存方針および方法についても示す。

### (1) 利根川地区

#### 【 地区別方針 】

- わが国を代表する規模を誇る利根川の、流路、高水敷、堤防の地形が連なる連続的かつ広大な景観を継承する。
- かつての瀬替や水制による治水事業、地域の物流の大動脈であった水運の歴史についての普及啓発の場とする。
- 隣接する自然堤防上の集落（島・大久保地区）も含めた一体的な景観の保全を目指す。

#### 【 文化的景観の構成要素に対する方針 】

要素	保存方針
植生	ヤナギ林、ヨシ・オギ草地などの河川特有の植生の維持に努める。
シバ焼き	害虫駆除や現況植生の維持そして野焼き風景持続のため、消防署への届出等地元の協力を得て、シバ焼き作業を実施する。
排水機場	景観に留意しながら適切に維持・改修を行うよう関係機関と調整を図る。
水制	地上に確認される水制は、利根川における治水の歴史を伝える貴重な遺産として、普及啓発のための活用を図る。
石造物	現在の位置からの移転や撤去を行わないことを基本とし、破損や風化の激しい石造物については対策を講じる。
合の川河川防災ステーション	建設にあっては、計画段階から周辺の景観に配慮した形態および意匠の建物となるよう関係機関と協議を図る。また、「水場」の自然・歴史・文化の普及啓発等に活用するための調整を図る。

## (2) 渡良瀬川地区

### 【 地区別方針 】

- 流路、高水敷、堤防の地形が連なる連続的かつ広大な景観を継承する。
- 板倉町の水害と最も密接に関わった渡良瀬川の瀬替事業等の歴史についての普及啓発の場とする。
- 隣接する自然堤防上の集落（西岡新田地区）も含めた一体的な景観の保全を目指す。

### 【 文化的景観の構成要素に対する方針 】

要素	保存方針
植 生	ヨシ・オギ草地などの河川特有の植生の維持に努める。
シバ焼き	害虫駆除や現況植生の維持そして野焼き風景持続のため、消防署への届出等地元の協力を得て、シバ焼き作業を実施する。
用水施設等	頭沼揚水機場は、景観に留意しながら適切に維持・改修をする。
石造物	現在の位置からの移転や撤去を行わないことを基本とし、破損や風化の激しい石造物については対策を講じる。
公園・グラウンド等	グラウンドやグライダー離着陸場は、土地形状の改変を最小限に留めるとともに、適切な修景に努める。

### (3) 渡良瀬遊水地地区

#### 【 地区別方針 】

- 遊水地としての広大な景観を継承する。
- ヨシ原の優占する植生環境を維持し、水辺の多様な生物相の保全に努める。
- 堤防敷に排水機場が並ぶ景観を保全し、その機能と歴史について普及啓発を図る。

#### 【 文化的景観の構成要素に対する方針 】

要素	保存方針
植 生	渡良瀬遊水地の自然環境の特徴である広大なヨシ原は、ヨシ焼き等の適正な管理手法によって植生遷移を抑制し、多様な動植物の生息・生育環境として保全する。
ヨシ焼き	ヨシ焼きの風景を持続し、現況植生を維持するために行うヨシ焼き作業は関係機関と連携の上、実施する。ヨシ焼きによって得られる良好な材料を用いて、地域の伝統産業であるヨシ細工を後世に継承するための方策を講じる。
排水機場・樋門	景観に留意しながら適切に維持・改修を行うよう関係機関と調整を図る。
カスリーン台風 決壊記念碑	板倉町における水害の歴史を伝える貴重な遺産として適切な保存・活用を図る。
公園・グラウンド等	運動場を始めとする公園施設は、積極的な利用を促進するとともに、景観に留意した適切な修景に努める。

#### (4) 谷田川地区

##### 【 地区別方針 】

- 流路、高水敷、堤防の地形が連なる連続的かつ変化に富んだ景観を継承する。
- 適正な植生管理計画を策定し、大規模なヤナギ林やヨシ原から成る植生を維持し、水辺の多様な生物相の保全に努める。
- 川田や柳山、漁撈を始めとする谷田川の伝統的な利用のあり方を継承する。
- 近世から現代に至る水防の歴史や仕組み、または、川田や漁撈を始めとする谷田川に伝わる地域の生活文化について、普及啓発を行う場とする。
- 谷田川の治水や利水に関連する多くの施設は、景観に留意しながら適切に維持・改修を図る。
- 隣接する堤内地に位置する自然堤防上の集落（谷田川左岸及び右岸地区）や池沼（天神池、肘曲池、外柄池）も含めた一体的な景観の保全を目指す。

##### 【 文化的景観の構成要素に対する方針 】 (1/2)

要素	保存方針
堤防	近世以来継承される地形や景観に留意しながら、適切に維持・改修をするよう関係機関と調整を図る。
流路・池沼	水質の向上を図りつつ、水辺特有の豊かな自然環境の保全に努める。また伝統的な漁撈技術の記録保存を図るとともに、普及啓発活動により後継者の育成に繋げる。
シバ焼き	害虫駆除や現況植生の維持そして野焼き風景持続のため、消防署への届出等地元との協力を得て、シバ焼き作業を実施する。
川田	現在、耕作している川田は、定期的な維持管理により耕作できる状況に維持する。また、かつて川田を耕作したことが明らかな場所についても、現況の地形を利用して川田を復活することを検討する。川田の耕作は、伝統的な耕作技術を継承することを目的として、住民を核として実施する。

【 文化的景観の構成要素に対する方針 】 (2/2)

要素	保存方針
柳山	大規模な河畔林としての景観を保つのみならず、植生遷移を考慮した適切な管理計画を策定し、雄株のアカメヤナギが優占する種構成と、多様な生物の生息環境として動的に保全するための管理を実施する。柳山と川田が密接に関わるかつての関係に鑑み、川田耕作と柳山の更新を関連づけた植生管理を検討する。
沈下橋	「通り前橋」及び「北坪東橋」の2つの沈下橋は、安全性への配慮を図りながら、洪水時における抵抗を最低限に抑える欄干のない形態を継承する。流路の変更により橋としての機能を失った「北坪東橋」についても、生活生業と密着した谷田川の姿を伝える要素であり、今後も活用を図りながら概ね現在の姿を継承する。
用排水施設	八間樋堰・北根樋門や念行樋門を始めとする用排水施設は、景観に留意しながら機能の維持に努める。
排水機場	景観に留意しながら適切に維持・改修を行うよう関係機関と調整を図る。
石造物	現在の位置からの移転や撤去を行わないことを基本とし、破損や風化の激しい石造物については対策を講じる。但し、現存する位置が、元来の位置と異なることが明らかな場合には、可能な限り元来の位置に戻す。
公園・グラウンド等	ゴルフ場や群馬の水郷公園は、土地形状の改変を最小限に留めるとともに、適切な修景に努める。
道路・橋梁	河川を横断する道路や橋梁は、機能の維持に努めつつ、近世以来継承される地形や景観に留意しながら、適切に維持・改修を図る。また、今後新たに計画される施設の整備にあたっては、地形や景観への影響を最小限に留めるよう関係諸機関による調整を図る。
水塚	堤防周辺の水塚は、板倉町の伝統的な水塚様式を基調として修理・修景を施し維持する。また、平常時における利用の促進を図る。建替えを行う場合には、現況の位置を変更しないことを基本とする。

## (5) 古利根地区

### 【 地区別方針 】

- 「合の川」の旧河道地形と近世の堤防の地形を連続的に継承する。
- 旧河川の地形条件を巧みに活かした集落や耕作地としての土地利用を継承する。
- 利根川の瀬替事業や「水場」の暮らしに関する普及啓発を行う場とする。
- 隣接する自然堤防上の集落（下五箇地区）も含めた一体的な景観の保全を目指す。

### 【 文化的景観の構成要素に対する方針 】

要素	保存方針
堤防	堤防や天保（呑口）の締め切り跡は、近世の土木事業を継承する要素として、現状の位置や高さ、幅員を将来に継承する。
旧河道	旧河道内の土地利用は、耕作地としての利用を基調とする。既に盛土等による地形改変が行われている箇所では、所有者の同意を得たうえで、元来の旧河道地形の復元を推進する。
水面	旧河道内の水路や池沼は、旧河道を表す重要な要素として地形等の改変は原則行わず、水辺特有の豊かな自然環境の回復または維持に努める。
排水施設	小左エ門樋門は、景観に留意しながら適切に維持・改修を図る。
水塚	堤防上の水塚は、板倉町の伝統的な水塚様式を基調として修理・修景を施し維持する。また、平常時における利用の促進を図る。建替えを行う場合には、現況の位置を変更しないことを基本とする。
石造物	現在の位置からの移転や撤去を行わないことを基本とし、破損や風化の激しい石造物については対策を講じる。但し、現存する位置が、元来の位置と異なる場合には、可能な限り元来の位置に戻す。
公園・グラウンド等	大規模な釣堀など、河川を占用する現代的な土地利用については、土地形状の改変を最小限に留めるとともに、適切な修景に努める。
道路	旧河道を横断する道路は、機能の維持に努めつつ、近世以前から継承される地形や景観に留意しながら、適切に維持・改修を図る。また、今後新たに計画される施設の整備にあたっては、地形や景観への影響を最小限に留めるよう関係諸機関による調整を図る。



## (6) 雷電神社周辺地区

### 【 地区別方針 】

- 歴史的な景観を継承する。
- 水に関わる農耕神であるので、水辺の修景を図る。
- 社叢の保全に努める。
- 池沼・参道も含めた一体的な景観の保全を目指す。

### 【 文化的景観の構成要素に対する方針 】

要素	保存方針
建造物(本社・奥宮・末社)	指定重要文化財の建造物は、保存保護を図る。
建造物(神馬舎など)	無指定建造物は、景観の保全を図る。
植生	社叢特有の植生の維持に努める。
周辺の池沼	水辺の修景を図る。
参道	地域住民主導による地区計画等の適用によって門前町の空間を創出し、歴史文化遺産をいかした居住空間とする。
地域(町民)のシンボル	地域住民のコミュニティを支える重要な要素として保全を図る。

## 第4章 文化的景観保存のための法規制

---

---

### 第1節 現行の土地利用に関する法規制

文化的景観の保存計画対象区域では、景観法に基づく「板倉町風景計画」、「板倉町風景条例」によって行為規制が全域に適用されるほか、既存の土地利用に関する法規制として、「文化財保護法」、「河川法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「都市計画法（市街化調整区域）」が適用されており、今後予想される開発行為に対する規制等は概ね充実している。

保存計画対象地域は、古利根地区を除いて、河川法の対象となる河川区域であり、河川として流水が適正に維持され、河川環境の整備と保全がなされるようにこれを総合的に管理する区域として行為規制が定められており、河川としての適正な土地利用の担保が図られている。重要文化的景観選定地内での工事に対しては、文化財保護法第136条で毀損滅失の場合、そして第139条で現状変更等の場合は届出を定めている。しかしながら河川改修事業については、第136条ただし書きの文部科学省令第10号「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第4条1項における国土保全施設の設置若しくは管理に係る行為に含まれるため、届出は不要となっている。ただし第140条で「文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる」としている。

また対象区域は、全域が都市計画区域における市街化調整区域に位置し、開発行為が抑制されている。

その他、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下、農振法）では、板倉町の全域に広がる農用地区域における開発行為について規制している。

さらに、「文化財保護法」に定める、周知の埋蔵文化財包蔵地においては、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官への届出を行う必要がある。

そして「雷電神社周辺地区」は県緑地環境保全地域のため、建築物その他の工作物の新築増改築は「県自然環境保全条例」により群馬県知事への届出が必要となる。

表2-4-1 土地利用規正法等による行為規制の一覧

根拠法令	法律の目的	対象範囲	行為規制の内容	許可・届出等	該当する保存計画対象地区※ <sup>1</sup>
文化財保護法	文化財の保存、且つ、その活用を図る。	国指定重要文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者、所在場所の変更</li> <li>・き損、亡失、盗難</li> <li>・修理</li> </ul>	文化庁長官への届出	雷電神社末社
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更</li> </ul>	文化庁長官の許可	
		県指定重要文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の氏名、住所の変更</li> <li>・き損、亡失、盗難</li> <li>・所在場所の変更</li> <li>・修理</li> </ul>	県教育委員会へ届出	雷電神社社殿 雷電神社奥宮
		周知の埋蔵文化財包蔵地	遺跡と判明している地域内での掘削および削平を伴う土木工事等を行う場合	文化庁長官への届出	渡良瀬川地区△ 谷田川地区△ 古利根地区△
県自然環境保全条例	自然環境の適正な保全を図る。	県緑地環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の新築、改築、増築</li> <li>・土地の形質変更</li> <li>・土石の採取</li> <li>・水面の埋立、干拓</li> <li>・木竹伐採</li> <li>・河川、湖沼等の水位、増減に関する行為</li> </ul>	県知事への届出	雷電神社境内
河川法	河川について、災害の発生防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備と保全を総合的に管理する。	河川区域（河川管理施設を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流水の占用</li> <li>・土地の占用</li> <li>・土石等の採取</li> <li>・工作物の新築、改築又は除却</li> <li>・土地の掘削、盛土、切上、その他、土地の形状変更（耕耘、取水・排水口付近の土砂等の排除等を除く）</li> <li>・木竹の植栽、伐採（竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域内及び樹林帯区域に限る</li> </ul>	河川管理者の許可	利根川地区 渡良瀬川地区 渡良瀬遊水地地区 谷田川地区
		高規格堤防特別区域	高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのない工作物の新築、改築又は除去は、許可を要しない。	—	利根川地区△
農業振興地域の整備に関する法律	農業の振興を図ることが必要であると認められる地域の整備に関し、農業の健全な発展を図る。	農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地の造成</li> <li>・土石の採取</li> <li>・その他の土地の形質の変更</li> <li>・建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築</li> </ul>	県知事の許可	利根川地区△ 谷田川地区△ 古利根地区△

都市計画法 (市街化調整区域)	無秩序な市街拡散現象とそれによる弊害を除去し、健康で文化的な都市生活の保障と機能的な都市活動を確保する。	市街化調整区域	開発行為 <sup>※2</sup>	県知事の許可	利根川地区 渡良瀬川地区 渡良瀬遊水地地区 谷田川地区 古利根地区
--------------------	--	---------	--------------------	--------	---

※1 地区名称の後ろに付した△は、該当する規制を受ける面積が地区の一部であることを示す。

※2 都市計画法に基づく群馬県の開発許可基準については、『都市計画法に基づく開発許可制度の手引』（平成20年4月1日、群馬県県土整備部建築住宅課）を参照

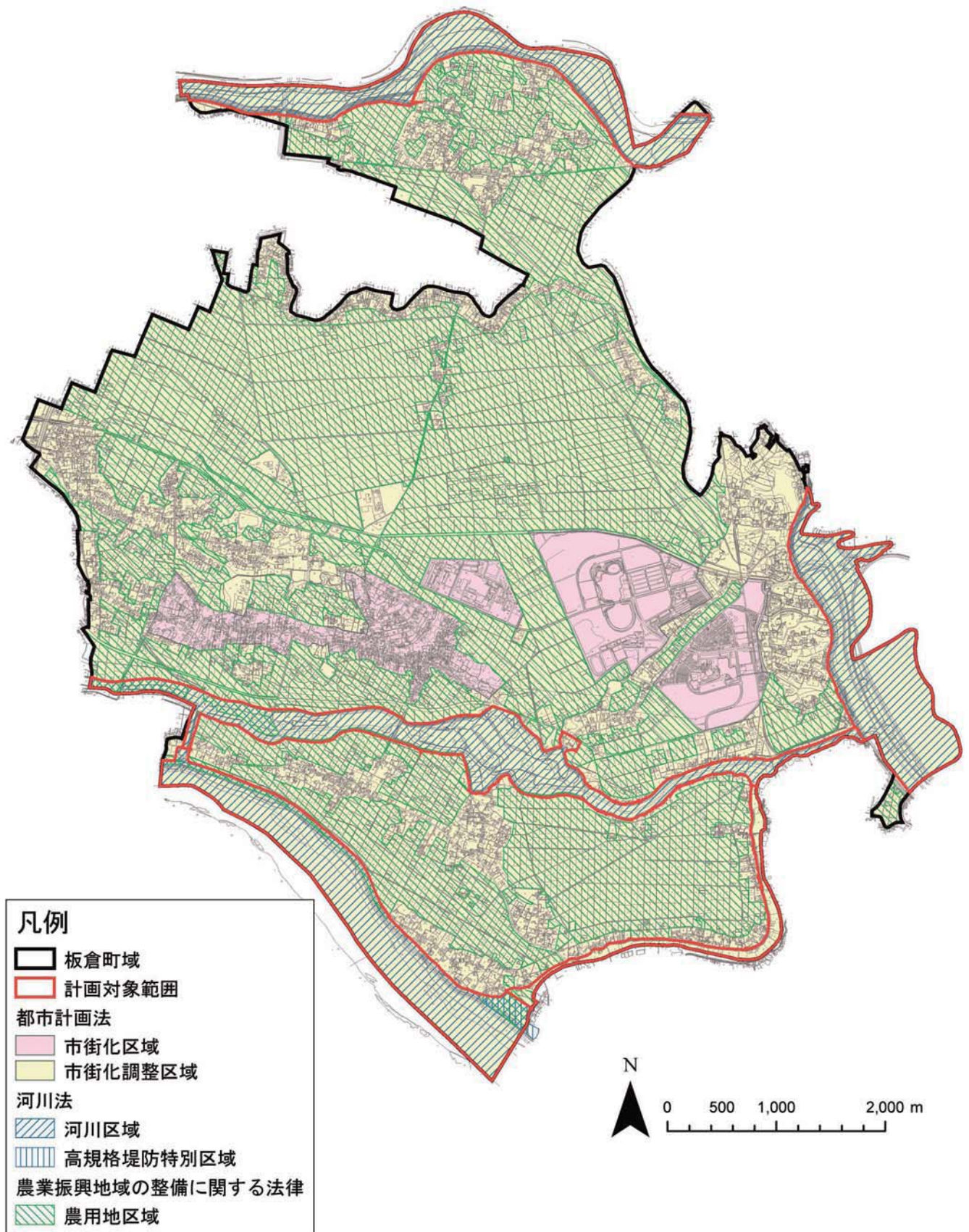


図2-4-1 計画対象範囲における土地利用規正法等の指定状況

## 第2節 風景計画における行為規制

重要文化的景観の選定申出を行う前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要となる。板倉町では、平成20年8月1日に景観行政団体となったうえで、平成22年6月18日、「板倉町風景計画」を策定し、「板倉町風景条例」の制定を行う。そしてそれらは平成22年10月1日に施行となる。

重要文化的景観申出予定域の届出対象行為に対する行為の制限および風景づくり基準は次のとおりとする。

### 【届出対象行為】

行為	対象	除外
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※	高さ12mまたは建築面積1,000㎡を超えるもの。	(1)改築または増築にかかる部分の床面積が10㎡以下のもの (2)工事に必要な仮設の建築物の新築、改築、増築、移転若しくは撤去または外観の模様替え若しくは色彩の変更 (3)外観の模様替えまたは色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの (4)改築で、外観の変更を伴わないもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※	(1)高さ2mを超える柵・塀・擁壁の類 (2)高さ12mを超える、電波塔・物見塔・装飾灯の類、煙突・排気筒の類、高架水槽・冷却塔の類、鉄筋コンクリート・金属製の柱の類、電線路または空中線系（その支持物を含む）（建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする） (3)高さ12mまたは築造面積1,000㎡を超える、観覧車塔の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車庫専用の立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類 (4)高さ12mを超える彫像・記念碑の類	(1)大規模建築と一体となって設置されるものの新築で、高さ1.5m以下のもの（左記「対象」の(3)にあつては、新築にかかる部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く） (2)改築または増築で、高さが改築または増築前の高さ以下のもの（左記「対象」の(3)にあつては、改築または増築に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く） (3)工事に必要な仮設の工作物の新築、改築、増築、移転若しくは撤去または外観の模様替え若しくは色彩の変更 (4)改築で、外観の変更を伴わないもの
開発行為（土地の区画形質の変更）	面積が1,000㎡を超えるものまたは規模が高さ2mを超える法面を生ずるもの	農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立てまたは干拓を除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積1,000㎡を超えるものまたは高さ2mを超えるもの	集積または貯蔵の期間が90日を超えないもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が1,000㎡を超えるものまたは規模が高さ2mを超える法面を生ずるもの	なし

※既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合がある（同色による塗り替え等でも風景づくり基準への適合が必要です）。

【風景づくり基準】

①建築物・工作物（擁壁・電波塔等を除く）

項目	基準
配置	<p>○周囲に圧迫感を与えないよう道路等に接する敷地境界線から後退し、周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。特に、中層以上の建築物は、十分な空地を確保すること。</p> <p>○風景資産等の優れた資源に隣接する場合には、その保全に配慮した配置とすること。特に、地域のシンボルとなる樹木は極力保全し、修景に生かせるように配置すること。</p>
高さ・規模	<p>○周囲のまち並みや樹木等と調和した高さとすること。</p> <p>○低層を基調としたスケール感から突出しない規模とすること。</p>
形態意匠	<p>○屋根は勾配屋根とするなど、田園風景や既存の集落等と調和した意匠とすること。</p> <p>○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う。</li> <li>・道路から直接望見できない位置に配置する</li> <li>・緑化による修景を行う</li> </ul> <p>○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図ること。</p>
色彩・素材	<p>○低彩度を基調とした落ち着いた色彩とし、別に定める基準に適合すること。</p> <p>○光沢のある素材の使用を避け、地域で多く用いられている素材を活用すること。</p>
敷地の緑化	<p>○敷地の外周には低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにすること。</p> <p>○道路に対して潤いが感じられるよう、接道部は生け垣や四季を感じる樹木や花木の植栽に努めること。</p>

②工作物（擁壁）

項目	基準
配置	<p>○風景資産に指定されている資源の形状を損なわない配置とすること。</p>
形態意匠	<p>○次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等）</li> <li>・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等）</li> <li>・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）</li> </ul>
色彩・素材	<p>○低彩度を基調とした落ち着いた色彩とし、別に定める基準に適合すること。</p>

### ③建築物・工作物（電波塔等）

項目	基準
配置	○風景上、重要な場所からの見え方や風景資産の保全の観点から、次に掲げる場所は可能な限り避けること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺から直接望見できる場所</li> <li>・風景資産等の優れた資源に隣接・近接した場所</li> <li>・一団の農地の集団性を損ねる場所</li> <li>・学校などの公共性を有する施設に隣接する場所</li> </ul>
高さ・規模	○周囲のまち並みや樹木等と調和した高さとする。
形態意匠	○原則として鋼管柱とする。
色彩・素材	○電波塔の色彩は、こげ茶又は亜鉛メッキ処理（低光沢仕様、N4.0～5.0 程度）とする。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とする。
敷地の緑化	○敷地の外周には低木や高木を植栽する等、植樹及び植栽の配置を工夫すること。

### ④開発行為

事項	基準
土地の形状及び緑化	○大規模な法面及び擁壁を生じないようにすること。 ○擁壁を設ける場合は、②に示す基準に適合すること。 ○敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること。

### ⑤屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

事項	基準
堆積の方法	○堆積物は整然と積み上げ、その高さは原則として3m以下とする。 ○道路や敷地の外周には極力空地を確保し、堆積物は敷地に中央部に配置すること。
遮へい	○敷地の周囲には、植栽又は風景に配慮した塀等を設けること。

### ⑥土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

事項	基準
遮へい及び事後の措置	○周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。 ○掘採又は採取後の法面等は、周辺風景との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。



別表 色彩基準

【建築物の外壁・工作物の外装】

色相	明度	彩度
0R～9.9R	8 以上の場合	2 以下
	8 未満の場合	4 以下
10R(0YR)～5Y	8 以上の場合	4 以下
	8 未満の場合	6 以下
上記以外の色相	8 以上の場合	1 以下
	8 未満の場合	2 以下

【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
0R～9.9R	7 以下	4 以下
10R(0YR)～5Y		6 以下
上記以外の色相		2 以下

### 第3節 文化的景観の保存に関わる現状変更行為

計画対象区域において想定される様々な行為のうち、文化的景観の特性を減失させるような行為については、現行の法規制や板倉町風景計画によって概ね行為の規制が図られる。しかし、文化的景観を構成する重要な構成要素のうち、堤防に数多く分布する石造物（石塔・石祠・石仏等）については、その価値を担保するための明確な法的根拠が存在せず、その行為規制を定める必要がある。

谷田川に架かる沈下橋は、オオミズの際の先人の知恵が認められる重要な人工構造物であるため、形状変更等については行為規制を定める必要があるが、通常管理行為、非常時の応急措置については除外とする。

古利根地区については、河川法や農振法による行為規制を受けないが、板倉町風景計画によって「水辺づくり重点地区」と位置づけ、保護を図っている。しかし近世以来の歴史的価値を有し、文化的景観の特性を構成する重要な構成要素である堤防（文祿堤）、天保（呑口）の締め切り跡、また、水防建築「水塚」の立地する土盛等は、なかでも極めて重要であるため、地形の形状変更等は行為規制を定める必要がある。

また、第4節に示す「文化的景観を構成する重要な家屋」とした「水塚」についても、文化的景観の価値を損なわないための行為規制を定める必要がある。

以上から、表2-4-2に示す行為について、文化庁長官への現状変更の届出対象行為として定める。また、表2-4-2と現行の法規制等に基づき、文化的景観を構成する重要な構成要素に対する現状変更及び保存に影響を及ぼす行為として、許可または届出の必要な行為について表2-4-3に整理を行った。

表2-4-2 文化的景観を構成する重要な構成要素に対する文化庁長官への届出行為

地区	文化的景観の構成要素	文化的景観との関連性	現状変更届出行為
全地区	石造物	河川及び旧河川の堤防には、水に関する神仏（水神宮・水神塔、弁才天、録事尊・録事法眼、青竜大神等）を始めとする多くの石塔・石祠・石仏等がある。これらの石造物は、かつての決壊地や用水の取り入れ口、船着場などに多く分布し、水場の生活を支える重要な地に建立されている。	石造物の除却または移設
谷田川地区	沈下橋	「通り前橋」、「北坪東橋」の2つの沈下橋は、欄干はなく谷田川の水位が上昇した場合にも水の抵抗が少ない構造を持つ。板倉町の東地区（海老瀬村）と南地区（大箇野村）を繋ぐ橋であり、また居住地と中洲の耕作地を繋ぐ重要な橋である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失又はき損</li> <li>・新築、改築、移転、除却</li> <li>・修繕若しくは色彩の変更。</li> </ul>
古利根地区	堤防	近世期に築堤された古利根地区の堤防は、全長約2kmに渡り、連続的に維持されている。現在も町域の景観の骨格となっている。	地形の形状変更
	天保の締め切り跡 （呑口締め切り跡）	天保12年に旧合の川を締め切った跡である。近世における利根川瀬替事業の偉業をしのぶ土木遺産である。	
谷田川地区 古利根地区	水塚の配される 土盛地形	水塚は、堤防地形を活用するとともに、さらに土盛を施して設置されており、その地形は、水塚をより高所に配する「水場の一寸高」の意識を表している。	
	文化的景観を構成する重要な家屋	重要文化的景観を構成する重要な家屋として、特定される建築物とその取扱いについては、第4節で定める。	

表 2-4-3 現状変更対象行為一覧

	文化的景観を形成する重要な構成要素	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	現行の土地利用規制法等に基づく行為規制	文化的景観の保護に必要と思われる風景条例に基づく行為規制	文化庁長官への現況変更の届出を要する行為	
I 利根川地区	河川地形					
	利根川	①流路・護岸の人為的な変更 ②土地の占用、建築物・工作物の新設等 ③土石の採取・鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積	①②③④⑤【河川法】に基づき流路の変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽および伐採、土石・廃棄物の堆積などは河川管理者の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基づき、木竹の植栽伐採は通常の管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基づき集積または貯蔵の期間が90日を超えるものは届出を必要とする。		
	堤防					
	文祿堤	①地形の形状変更 ②土地の占用、建築物・工作物の新設等 ③土石の採取、鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積	①②③④⑤【河川法】に基づき地形の形状変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽および伐採、土石・廃棄物の堆積などは河川管理者の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基づき、木竹の植栽伐採は通常の管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基づき集積または貯蔵の期間が90日を超えるものは届出を必要とする。		
	人工 構造物等	排水機場				
	谷田川第二排水機場（谷田川排水樋管）	①新設、増改築、移転 ②除去 ③外観の変更	①②【河川法】に基づき建築物・工作物の新設、増改築、移転、除去などは、河川管理者の許可を要す。	③【風景づくり基準】に基づき、建築物・工作物の外観の模様替え等は、通知を必要とする。		
	国土交通省谷田川排水機場（谷田川第二排水樋管）					
	その他の建築物・工作物					
	合の川河川防災ステーション	①新設、増改築、移転 ②外観の変更	①【河川法】に基づき工作物の新設、増改築、移転などは、河川管理者の許可を要す。	②【風景づくり基準】に基づき、外観の模様替え等は、通知を必要とする。		
	石造物					
水天宮・風天宮						
大杉大明神						
飯野河岸銘庚申塔	①移設、除去			①石造物の移設・除去		
坂東樋管跡						
水神宮・風神宮						
II 渡良瀬川地区	河川地形					
	渡良瀬川	①流路・護岸の人為的な変更 ②土地の占用、建築物・工作物の新設等 ③土石の採取、鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積	①②③④⑤【河川法】に基づき流路の変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽および伐採、土石・廃棄物の堆積などは河川管理者の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基づき、木竹の植栽伐採は通常の管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基づき集積または貯蔵の期間が90日を超えるものは届出を必要とする。		
	堤防					
	文祿堤	①地形の形状変更 ②土地の占用、建築物・工作物の新設等 ③土石の採取、鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積	①②③④⑤【河川法】に基づき地形の形状変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽および伐採、土石・廃棄物の堆積などは河川管理者の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基づき、木竹の植栽伐採は通常の管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基づき集積または貯蔵の期間が90日を超えるものは届出を必要とする。		

II	人工 構造 物等	用水施設等				
		頭沼揚水機場	①新設、増改築、移転 ②除去 ③外観の変更	①②【河川法】に基づき工 作物の新設、増改築、移 転、除去等は河川管理者の 許可を要す。	①②③【風景づくり基準】 に基づき、工作物の新設、 増改築、移転、除去、外観 の模様替え等は、届出を必 要とする。	
		石造物				
		録事尊	①移設・除去			①石造物の移設、除去
III	地形	河川地形				
		渡良瀬遊水地	①地形の形状変更 ②土地の占用・建築物・工 作物の新設等 ③土石の採取・鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積	①②③④⑤【河川法】に基 づき地形の形状変更、土地 の占用、建築物・工作物の 新設等、土石の採取、木竹 の植栽および伐採、土石・ 廃棄物の堆積などは河川管 理者の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基 づき、木竹の植栽伐採は通 常の管理行為、農林漁業を 営むための軽易な行為以外 は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基 づき集積または貯蔵の期間 が90日を超えるものは届出 を必要とする。	
		堤防				
	堤	①護岸の人為的な変更 ②土地の占用、建築物・工 作物の新設等 ③土石の採取・鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積	①②③④⑤【河川法】に基 づき流路の変更、土地の占 用、建築物・工作物の新設 等、土石の採取、木竹の植 栽および伐採、土石・廃棄 物の堆積などは河川管理者 の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基 づき、木竹の植栽伐採は通 常の管理行為、農林漁業を 営むための軽易な行為以外 は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基 づき集積または貯蔵の期間 が90日を超えるものは届出 を必要とする。		
	植生	植生				
		ヨシ原	①地形の形状変更 ②土地の占用・建築物・工 作物の新設等 ③土石の採取・鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積	①②③④⑤【河川法】に基 づき地形の形状変更、土地 の占用、建築物・工作物の 新設等、土石の採取、木竹 の植栽および伐採、土石・ 廃棄物の堆積などは河川管 理者の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基 づき、木竹の植栽伐採は通 常の管理行為、農林漁業を 営むための軽易な行為以外 は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基 づき集積または貯蔵の期間 が90日を超えるものは届出 を必要とする。	
人工 構造 物等	排水機場					
	邑楽東部第1排水機場 (板倉川排水樋門)	①新設・増改築・移転 ②除去 ③外観の変更	①②【河川法】に基づき建 築物・工作物の新設、増改 築、移転、除去等は河川管 理者の許可を要す。	①②③【風景づくり基準】 に基づき、建築物・工作物 の新設、増改築、移転、除 去、外観の模様替え等は、 通知を必要とする。		
	邑楽東部第2排水機場 (第二排水樋管)					
	海老瀬排水樋管					
石造物						
		石碑(決壊口跡)	①移設・除去			①石造物の移設、除去
IV	地形	河川地形				
		谷田川	①流路・護岸の人為的な変 更 ②土地の占用、建築物・工 作物の新設等 ③土石の採取・鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積	①②③④⑤【河川法】に基 づき流路の変更、土地の占 用、建築物・工作物の新設 等、土石の採取、木竹の植 栽および伐採、土石・廃棄 物の堆積などは河川管理者 の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基 づき、木竹の植栽伐採は通 常の管理行為、農林漁業を 営むための軽易な行為以外 は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基 づき集積または貯蔵の期間 が90日を超えるものは届出 を必要とする。	

IV 谷田川地区	地形				
		蛭田沼	① 流路・護岸の人為的な変更 ② 土地の占用、工作物の新設等 ③ 土石の採取、鉱物の採掘 ④ 木竹の植栽および伐採 ⑤ 土石・廃棄物などの堆積 ⑥ 水面の埋め立て	①②③④⑤【河川法】に基づき流路の変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽および伐採、土石・廃棄物の堆積などは河川管理者の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基づき、木竹の植栽伐採は通常管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基づき、集積または貯蔵の期間が90日を超えるものは届出を必要とする。 ⑥【風景づくり基準】に基づき、水面の埋め立ては、全ての行為について届出を必要とする。
		肘曲り池	① 流路・護岸の人為的な変更 ② 土地の占用、工作物の新設等 ③ 土石の採取、鉱物の採掘 ④ 水面の埋め立て	①②③【板倉町文化財保護条例】町指定天然記念物「肘曲り池水性植物群」であるため、教育委員会の許可を要す。	①②③【風景づくり基準】に基づき、木竹植栽伐採は通常管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ④【風景づくり基準】に基づき、水面の埋め立ては、全ての行為について届出を必要とする。
		堤防			
		近世期の堤防	① 地形の形状（道路線形）変更 ② 土地の占用、建築物・工作物の新設等 ③ 土石の採取、鉱物の採掘 ④ 木竹の植栽および伐採 ⑤ 土石・廃棄物などの堆積	①②③④⑤【河川法】に基づき地形形状の変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽および伐採、土石・廃棄物の堆積などは河川管理者の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基づき、木竹の植栽伐採は通常管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基づき集積または貯蔵の期間が90日を超えるものは届出を必要とする。
	植生	植生			
		柳山	① 地形の形状変更 ② 木竹の植栽および伐採 ③ 土石、廃棄物などの堆積	①【河川法】に基づき、地形の形状変更、土石の採取などは河川管理者の許可を要す。	①②③【風景づくり基準】に基づき、木竹植栽伐採は通常管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。
		ヨシ原	① 地形の形状変更 ② 木竹の植栽および伐採 ③ 土石、廃棄物などの堆積		①②③【風景づくり基準】に基づき、木竹植栽伐採は通常管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。
	土地利用	土地利用			
		川田	① 地形の形状変更 ② 木竹の植栽および伐採 ③ 土石、廃棄物などの堆積 ④ 水路（堀）の埋め立て	①③【河川法】に基づき、地形の形状変更、土石の採取などは河川管理者の許可を要す。	①②③④【風景づくり基準】に基づき、木竹の植栽伐採は通常管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。なお土石、廃棄物などの堆積、水路（堀）の埋め立ては届出を必要とする。
	旧古河往還（五百間堤・引堤）	① 地形の形状（道路線形）変更 ② 土地の占用、建築物・工作物（道路施設）の新設等 ③ 土石の採取、鉱物の採掘 ④ 木竹の植栽および伐採 ⑤ 土石・廃棄物などの堆積	①②③④⑤【河川法】に基づき流路の変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽および伐採、土石・廃棄物の堆積などは河川管理者の許可を要す。	④【風景づくり基準】に基づき、木竹の植栽伐採は通常管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基づき集積または貯蔵の期間が90日を超えるものは届出を必要とする。	

IV 谷田川地区	人工 構造物等	用排水施設等				
		鶴田川第一樋門	①新設、増改築、移転 ②除去 ③外観の変更	①②【河川法】に基づき工作物の新設、増改築、移転、除去等は河川管理者の許可を要す。	①②③【風景づくり基準】に基づき、工作物の新設、増改築、移転、除去、外観の模様替え等は、届出を必要とする。	
		天神下樋門				
		花和田樋門				
		宮の前樋門				
		上新田樋門（八郎右エ門）				
		飯野車口樋門				
		松ノ木樋門				
		念行樋門				
		岡樋門				
		北根樋門・北根用水路				
		八間樋頭首工				
		小保呂排水機場				
		小保呂樋門				
	大箇野サイフォン					
	排水機場					
	大箇野排水機場	①新設、増改築、移転 ②除去 ③外観の変更	①②【河川法】に基づき工作物の新設、増改築、移転、除去等は河川管理者の許可を要す。	①②③【風景づくり基準】に基づき、工作物の新設、増改築、移転、除去、外観の模様替え等は、届出を必要とする。		
	谷田川第一排水機場（谷田川排水樋門）	①新設、増改築、移転 ②除去 ③外観の変更	①②【河川法】に基づき工作物の新設、増改築、移転、除去等は河川管理者の許可を要す。	①②③【風景づくり基準】に基づき、工作物の新設、増改築、移転、除去、外観の模様替え等は、通知を必要とする。		
	沈下橋					
	通り前橋	①新設、増改築、移転 ②除去 ③外観（橋形）の変更	①②【河川法】に基づき工作物の新設、増改築、移転、除去等は河川管理者の許可を要す。	①②③【風景づくり基準】に基づき、工作物の新設、増改築、移転、除去、外観（橋形）の模様替え等は、届出を必要とする。ただし通常の管理行為、非常時の応急措置については除外する。	①②③工作物の新設、増改築、移転、除去・外観の変更。ただし通常の管理行為、非常時の応急措置については除外。	
北坪東橋						
建造物（水塚）						
水塚（No. B08-07）	①滅失、毀損 ②新設、増改築、移転 ③外観の変更			①②③④水塚の滅失、毀損、新設、増改築、移転、外観の変更および土盛地形の削平・掘削		
水塚（No. B08-08）	④土盛地形の削平・掘削					
石造物						
水神宮・地藏尊	①移設、除去			①石造物の移設、除去		
水神宮・馬頭観音						
勝軍地藏						
青龍大神						
浅間神社						
水天宮・風天宮						
地藏・阿弥陀如来						
V 古利根川地区	地形					
河川地形						
旧河道地形	①地形の形状変更		①【風景づくり基準】木竹の植栽伐採・土地の開墾、区画形質の変更、土石、廃棄物などの堆積、水面の埋め立ては届出を必要とする。			
堤防						
堤防（道路）	①地形の形状（道路線形）変更 ②土地の占用、建築物・工作物（道路施設等）の新設等 ③土石の採取、鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積		①②③④【風景づくり基準】に基づき、地形の形状変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽伐採は通常の管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基づき集積または貯蔵の期間が90日を超えるものは届出を必要とする。	①地形の形状（道路線形）変更		

V	古利根川地区	地形	呑口の締め切り跡 (天保の締め切り跡)	①地形の形状(道路線形)変更 ②土地の占用、建築物・工作物(道路施設等)の新設等 ③土石の採取、鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積		①②③④【風景づくり基準】に基づき、地形の形状変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽伐採は通常管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基づき集積または貯蔵の期間が90日を超えるものは届出を必要とする。	①地形の形状(道路線形)変更
			耕作地	①宅地等への転換 ②土地の占用、建築物・工作物の新設等 ③土石の採取、鉱物の採掘 ④木竹の植栽および伐採 ⑤土石・廃棄物などの堆積	①【都市計画法】に基づき、町の許可を要す。	①②③④【風景づくり基準】に基づき、地形の形状変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽伐採は通常管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。 ⑤【風景づくり基準】に基づき集積または貯蔵の期間が90日を超えるものは届出を必要とする。	
人工 構造物等		用排水施設					
		小左エ門樋門	①新設、増改築、移転 ②除去 ③外観の変更	①②【河川法】に基づき工作物の新設、増改築、移転、除去等は河川管理者の許可を要す。	①②③【風景づくり基準】に基づき、工作物の新設、増改築、移転、除去、外観の模様替え等は、届出を必要とする。		
		建造物(水塚)					
		水塚(No. C09-05)	①滅失、毀損 ②新設、増改築、移転 ③外観の変更				①②③④水塚の滅失、毀損、新設、増改築、移転、外観の変更および土盛地形の削平・掘削
		水塚(No. C09-08)					
		水塚(No. C09-10)	④土盛地形の削平・掘削				
		石造物					
石造物(水神宮)	①移設、除去				①石造物の移設、除去		
VI	雷電神社周辺地区	地形					
			雷電神社境内地	①地形の形状変更	①【県自然環境保全条例】に基づき、群馬県知事への届出を要す。		
		土地利用					
			参道	①地形の形状(道路線形)変更 ②土地の占用、建築物・工作物(道路施設等)の新設等 ③木竹の植栽および伐採		①②③【風景づくり基準】に基づき、地形の形状変更、土地の占用、建築物・工作物の新設等、土石の採取、木竹の植栽伐採は通常管理行為、農林漁業を営むための軽易な行為以外は、届出を必要とする。	
		人工 構造物等	建造物				
	雷電神社社殿等	①新設、増改築、移転 ②除去 ③外観の変更	①②③【文化財保護法】に基づき、現状変更について、末社は文化庁長官、本社・奥宮は県教育委員会への届出を要す。				
	石造物						
	石造物(道標)	①移設、除去				①石造物の移設、除去	



## 第4節 文化的景観を構成する重要な家屋について

### (1) 文化的景観を構成する重要な家屋の特定

本保存計画における「文化的景観の構成に重要な家屋」として、以下①、②の要件を満たす水防建築「水塚」を特定する。

- ① 機能的に水防建築であること
- ② 板倉町文化財調査委員が認めたもの

なお、特定にあたっては、上記の①、②の条件を満たす建築物の中から、建物登記簿または課税台帳等により、所在・構造・面積・所有者等が特定でき、かつ当建築物の所有者等の同意が得られるものを対象とする。

表 2-4-4 文化的景観を構成する重要な家屋の特定

地区名	建築物の種別	文化的景観との関連性	建築物の名称等*
谷田川地区 古利根地区	水塚	水塚は利根川中流域に広く分布し、水場に生きる生活の知恵を現す建築物である。また水塚とは、建築物のみならず、水塚の立地する盛土部分も含めた呼称である。 水塚は、水害時に人や家財道具、家畜などを守る一時避難小屋であり、また水害に備えた食料等の備蓄に用いられてきた。町内の自然堤防上や台地縁辺部の洪水の被害の激しかった集落に多く分布する。	No. B08-07 No. B08-08 No. C09-05 No. C09-08 No. C09-10

\*水塚の名称は、板倉町教育委員会平成16(2004)年『水防建築「水塚」調査報告書』による

### (2) 現状変更の取扱い

文化的景観を構成する重要な家屋として特定した建築物は、本保存計画において現状変更の対象行為を定めて、文化庁長官への届出を行うものとする。現状変更に際しては、所有者は板倉町教育委員会に事前協議を行うものとする。さらに、滅失又はき損の発生した場合についても、文化庁長官への届出を行うものとする。

表 2-4-5 届出の種類と行為

届出の種類	届出対象行為
滅失又はき損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物が火災や地震・台風等の被害を受け、全壊又は半壊以上の破損が発生した場合、滅失又はき損の届出を行う。</li> </ul>
現状変更 (所有者は、板倉町教育委員会と事前協議を行うものとする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。</li> <li>・ 建築物の除去</li> </ul>



No. B08-07

建築年代：昭和 25 年頃 (建替)

構造：木造

小屋組：和小屋形式

階数：1

建築規模 (平面×妻側)

1 階：3×2

味噌部屋：－

下屋：－



No. B08-08

建築年代：不明

構造：木造

小屋組：和小屋形式，階数：2

建築規模 (平面×妻側) 1 階：3.5×2

味噌部屋：1.5×2，下屋：4.5×1, 210



No. C09-08

建築年代：不明 / 構造：木造

小屋組：和小屋形式，階数：2

建築規模 (平面×妻側) 1 階：3×2，

味噌部屋：1×2，下屋：4×1, 100



No. C09-05

建築年代：平成

構造：木造

小屋組：和小屋形式

階数：1

建築規模 (平面×妻側)

1 階：2×1.5

味噌部屋：－

下屋：－



No. C09-10

建築年代：不明， / 構造：木造

小屋組：和小屋形式，階数：2

建築規模 (平面×妻側) 1 階：3.5×2，

味噌部屋：2×1，下屋：3.5×1, 200

写真 2-4-1 文化的景観を構成する重要な家屋